

仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
<p>風水害等災害対策編 P9 第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う</p>	<p>2. 周辺に浸水や道路冠水が見られない場合【市民・企業・地域団体等】</p> <p>気象等の防災情報や避難勧告等によって避難行動をとる場合、まずは周辺に浸水や道路冠水等があるかどうかを確認します。ここでは浸水や道路冠水が見られない場合の避難方法について示します。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 避難方法</p> <p>河川の近くは極力通らずに避難勧告等により指定された避難所又は、浸水エリア外や堅固な建物などの安全な場所へ避難します。</p> <p>ただし、災害の状況等により他の避難先への避難が必要になった場合は、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示に従い避難します。</p>	<p>2. 周辺に浸水や道路冠水が見られない場合【市民・企業・地域団体等】</p> <p>気象等の防災情報や避難勧告等によって避難行動をとる場合、まずは周辺に浸水や道路冠水等があるかどうかを確認します。ここでは浸水や道路冠水が見られない場合の避難方法について示します。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 避難方法</p> <p>河川の近くは極力通らずに、避難勧告等により示される指定避難所等や、洪水浸水想定区域の外の安全な場所へ避難します。</p> <p>なお、早期の立ち退き避難が必要な区域（家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が3メートル以上の区域）にお住まいの方は、自宅にとどまらず、早めに洪水浸水想定区域の外に避難します。但し、洪水浸水想定区域外への避難が難しい場合は、早期の立ち退き避難が必要な区域の外にある指定避難所等の2階以上に垂直避難します。</p> <p>また、災害の状況等により他の避難先への避難が必要になった場合は、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示に従い避難します。</p>	<p>想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域への対応</p>
<p>風水害等災害対策編 P34 第1部 第2章 第2節 災害対策活動体制</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>危機管理監は、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるときは「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 避難所担当職員、施設管理者の派遣</p> <p>警戒対象部局等の長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、区警戒本部からの連絡を受け、速やかに避難所担当職員を指定避難所へ派遣する。また、区警戒本部は避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整える。</p>	<p>3. 災害警戒本部体制</p> <p>危機管理監は、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるときは「仙台市災害警戒本部運営要領」に基づき仙台市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害の警戒及び応急対策等を組織的に実施する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 避難所担当職員、施設管理者の派遣</p> <p>警戒対象部局等の長は、区警戒本部からの連絡を受け、速やかに避難所担当職員を指定避難所へ派遣する。また、区警戒本部は避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>[避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準]</p> <p>① 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合</p> <p>③ その他、避難勧告等を発令する可能性が高まった場合</p> </div>	<p>避難所参集基準の見直し</p>

1. 災害情報の収集・伝達

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

(1) 略

(2) 災对本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災对本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。

情報区分		収集する情報の内容		担当部局
防災気象情報等		・地震・津波の情報、津波警報・注意報等		消防部
被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先	死者 行方不明者 負傷者	区本部 消防部
	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地	住家・非住家	財政部 区本部
			事業所	経済部
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設	健康福祉部 子供未来部
			清掃施設	環境部
			教育施設	教育部
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園	建設部	
		河川	建設部	
農業関係被害	・被害箇所と被害程度	農水産関係 林業関係	経済部 経済部	
ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下水道関係	建設部	
		水道関係	水道部	
		交通関係	交通部	
		ガス関係	ガス部	

イ 略

ウ 各種システムによる情報収集

<各種システムを通じて得られる情報>

種類	内容
----	----

1. 災害情報の収集・伝達

震災の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、地震・津波が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

(1) 略

(2) 災对本部が行う情報収集

ア 各部及び区本部の情報収集

各部及び区本部は、初動期における情報収集のほか、次表に定める情報収集担当割当に基づき災害情報を集約、整理し、災对本部事務局に報告するとともに、他の各部及び区本部又は防災関係機関に関わる情報を入手した場合は、速やかに関係部及び区本部又は防災関係機関に連絡する。

情報区分		収集する情報の内容		担当部局
防災気象情報等		・地震・津波の情報、津波警報・注意報等		消防部
被害情報	人的被害	・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び受け入れ先	死者 行方不明者 負傷者	区本部 消防部
	建物被害	・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地	住家・非住家	財政部 区本部
			事業所	経済部
	公共施設被害	・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・入所者の被災状況及び避難状況	福祉施設	健康福祉部 子供未来部
			清掃施設	環境部
			教育施設	教育部
土木施設被害	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園	建設部	
		河川	建設部	
農林水産関係被害	・被害箇所と被害程度	農水産関係 林業関係	経済部 経済部	
ライフライン情報	・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・ガス供給停止状況 ・断水状況 ・交通機関の運行状況	下水道関係	建設部	
		水道関係	水道部	
		交通関係	交通部	
		ガス関係	ガス部	

イ 略

ウ 各種システムによる情報収集

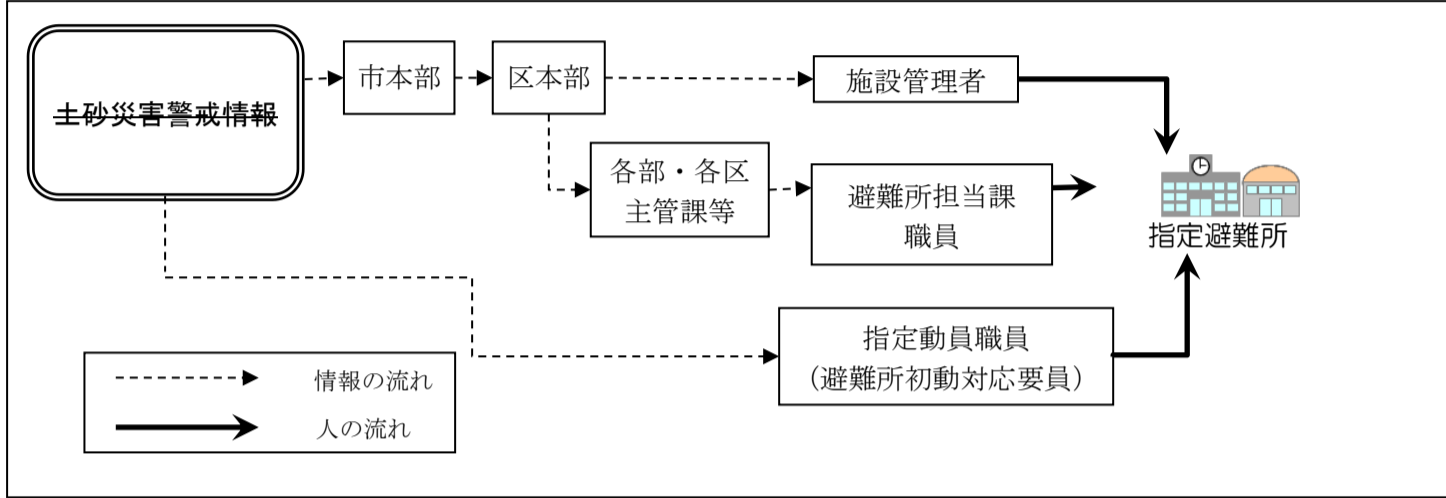
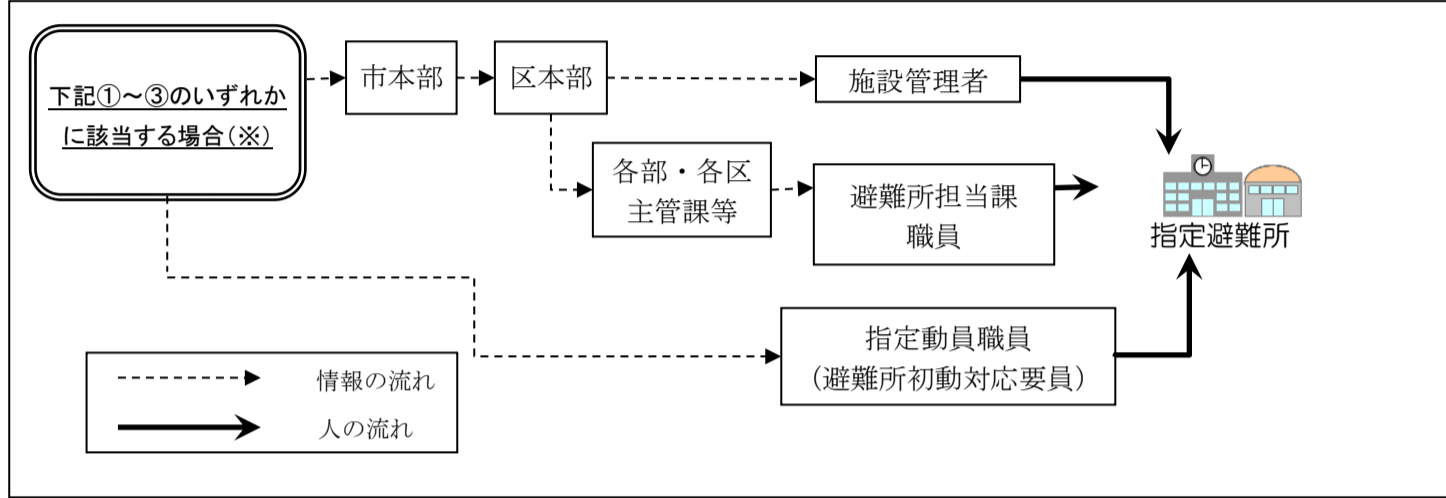
<各種システムを通じて得られる情報>

種類	内容
----	----

表現の修正

		<p>仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)</p> <p>[庁内LAN端末] ・庁内LAN端末設置各課公所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観測雨量状況図 市内 18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示</li> <li>○ 観測雨量日報(10分) 市内 18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示</li> <li>○ 観測雨量日報(正時) 市内 18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示</li> </ul> <p>※ 仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町分署、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アメダス情報</li> <li>○ レーダーアメダス合成図</li> <li>○ 台風情報</li> <li>○ ひまわり衛星画像</li> <li>○ 気象等注意報・警報</li> <li>○ 実況天気図</li> <li>○ 予想天気図</li> <li>○ 短期・週間予報</li> <li>○ 気象レーダー情報</li> <li>○ 局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等)</li> <li>○ 落雷情報</li> </ul>			<p>仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)</p> <p>[庁内LAN端末] ・庁内LAN端末設置各課公所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観測雨量状況図 市内 18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示</li> <li>○ 観測雨量日報(10分) 市内 18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示</li> <li>○ 観測雨量日報(正時) 市内 18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示</li> </ul> <p>※ 仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アメダス情報</li> <li>○ レーダーアメダス合成図</li> <li>○ 台風情報</li> <li>○ ひまわり衛星画像</li> <li>○ 気象等注意報・警報</li> <li>○ 実況天気図</li> <li>○ 予想天気図</li> <li>○ 短期・週間予報</li> <li>○ 気象レーダー情報</li> <li>○ 局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等)</li> <li>○ 落雷情報</li> </ul>	<p>組織変更の反映</p>	
		<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報)</p> <p>[システム管理課] ・宮城県総務部危機対策課</p> <p>[端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災気象情報(気象特別警報・警報・注意報・防災情報)</li> <li>○ 指定河川洪水予報発表文</li> <li>○ 土砂災害警戒情報</li> <li>○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメダス降水量</li> <li>・アメダス時間降水量</li> <li>・気温、日照、風速等</li> </ul> </li> <li>○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量情報 県内 190ヶ所(うち仙台市域 23ヶ所)の雨量を観測</li> <li>・水位情報 県内 155ヶ所(うち仙台市域で名取川3ヶ所、広瀬川5ヶ所、七北田川5ヶ所、梅田川2ヶ所、高野川1ヶ所、大倉川1ヶ所)の水位を観測</li> </ul> </li> </ul>			<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報)</p> <p>[システム管理課] ・宮城県総務部危機対策課</p> <p>[端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災気象情報(気象特別警報・警報・注意報・防災情報)</li> <li>○ 指定河川洪水予報発表文</li> <li>○ 土砂災害警戒情報</li> <li>○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメダス降水量</li> <li>・アメダス時間降水量</li> <li>・気温、日照、風速等</li> </ul> </li> <li>○ 河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量情報 県内 189ヶ所(うち仙台市域 23ヶ所)の雨量を観測</li> <li>・水位情報 県内 174ヶ所(うち仙台市域で名取川3ヶ所、広瀬川5ヶ所、七北田川5ヶ所、梅田川2ヶ所、高野川1ヶ所、大倉川1ヶ所)の水位を観測</li> </ul> </li> </ul>	<p>システムの修正</p>	
		<p>宮城県土砂災害警戒情報システム</p> <p>(以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報</li> <li>○ 降雨の状況、土砂災害危険度の分布 ※県内5km四方格子(5kmメッシュ)区分、現状、1・2・3時間後予測</li> </ul>			<p>宮城県土砂災害警戒情報システム</p> <p>(以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報</li> <li>○ 降雨の状況、土砂災害危険度の分布 ※県内5km四方格子(降雨の状況:1kmメッシュ、土砂災害危険度の分布:5kmメッシュ)区分、現状、1・2・3時間後予測</li> </ul>	<p>システムの修正</p>	

<p>風水害等災害対策編 P69-70 第1部 第2章 第7節 災害情報の収集伝達計画</p>	<p><b>4. 水位到達情報</b> 水防法第13条に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が周知を行う水位到達情報の種類並びに水位到達情報の周知を行う河川名及びその区域は次のとおりである。 なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域</p> <p>ア～ウ 略 左右岸：仙台市愛宕橋から広瀬橋まで</p> <p>エ 七北田川 左右岸：馬橋から赤生津大橋まで</p> <p>オ～カ 略</p> <p><b>5. 水防警報</b> 水防法第16条第1項に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報の種類並びに水防警報を行う河川及びその区域は次のとおりである。 なお、基準水位及び情報の伝達系統の詳細は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水防警報を行う河川名とその区域</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 七北田川</p> <p>①左岸：仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先（赤生津大橋）から海まで 右岸：仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先（赤生津大橋）から海まで</p> <p>②左右岸：馬橋から赤生津大橋まで</p> <p>カ 略</p>	<p><b>4. 水位到達情報</b> 水防法第13条に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が周知を行う水位到達情報の種類並びに水位到達情報の周知を行う河川名及びその区域は次のとおりである。 なお、基準水位及び情報の伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域</p> <p>ア～ウ 略 左右岸：仙台市愛宕橋から広瀬橋まで</p> <p>エ 七北田川 左右岸：<u>仙台市泉区馬橋</u>から赤生津大橋まで</p> <p>オ～カ 略</p> <p><b>5. 水防警報</b> 水防法第16条第1項に基づき、国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報の種類並びに水防警報を行う河川及びその区域は次のとおりである。 なお、基準水位及び情報の伝達系統の詳細は仙台市水防計画に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水防警報を行う河川名とその区域</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 七北田川</p> <p>③左岸：仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先（赤生津大橋）から海まで 右岸：仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先（赤生津大橋）から海まで</p> <p>④左右岸：<u>仙台市泉区馬橋</u>から赤生津大橋まで</p> <p>カ 略</p>	<p>宮城県水防計画との整合</p> <p>宮城県水防計画との整合</p>
<p>風水害等災害対策編 P93 第1部 第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画</p>	<p><b>6. 後方医療体制</b> 【健康福祉部、消防部、市立病院部】</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 後方医療施設による治療 仙台市立病院など災害拠点病院は、災害発生後速やかに診療体制を整え、搬送される負傷者の治療に対応する。 ※ 仙台市立病院の対応方針 救命救急センターを中心に重症者を積極的に受け入れ治療するほか、<del>可能な限り一般外来も開設し、できるだけ多くの医療需要に応える。</del>また、症状の安定した入院患者を他の医療機関に転送するなどして、重症者受入れのための病床確保に努める。</p> <p>(4) 略</p>	<p><b>6. 後方医療体制</b> 【健康福祉部、消防部、市立病院部】</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 後方医療施設による治療 仙台市立病院など災害拠点病院は、災害発生後速やかに診療体制を整え、搬送される負傷者の治療に対応する。 ※ 仙台市立病院の対応方針 救命救急センターを中心に重症者を積極的に受け入れ治療するほか、<u>多数の傷病者が発生した場合には患者のトリアージを実施し、重症度に応じた適切な医療の提供に努める。</u>また、症状の安定した入院患者を他の医療機関に転送するなどして、重症者受入れのための病床確保に努める。</p> <p>(4) 略</p>	<p>トリアージ及び患者の重症度に応じた診療を実施することを規定</p>
<p>風水害等災害対策編 P101</p>	<p><b>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ</b> 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用さ</p>	<p><b>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ</b> 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受けて市長が実施するが、災害救助法が適用さ</p>	

<p>第1部 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p>れない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の動員 土砂災害警戒情報が発表された場合、各部は、区警戒本部からの連絡を受け、避難所担当課職員を指定避難所に派遣する。また、施設管理者は、区警戒本部からの連絡を受け、指定避難所へ職員を派遣する。なお、指定動員職員（避難所初動対応要員）は土砂災害警戒情報が発表された場合、担当する指定避難所へ自ら参集する。</p>  <p>(3)～(9) 略</p>	<p>れない場合であっても、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の動員 各部は、区警戒本部からの連絡を受け、避難所担当課職員を指定避難所に派遣する。また、施設管理者は、区警戒本部からの連絡を受け、指定避難所へ職員を派遣する。なお、指定動員職員（避難所初動対応要員）は土砂災害警戒情報が発表された場合、担当する指定避難所へ自ら参集する。</p>  <div data-bbox="1545 893 2450 1058" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔※避難所担当職員等を指定避難所に派遣する基準〕</p> <p>① 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>② 氾濫注意水位に達し、避難判断水位を超えるおそれがある場合</p> <p>③ その他、避難勧告等を発令する可能性が高まった場合</p> <p>(注) 指定動員職員については、①でのみ参集する。</p> </div> <p>(3)～(9) 略</p>	<p>避難所参集基準の見直し</p>
<p>風水害等災害対策編 P106 第1部 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p>3. 避難所運営〔関係各部、区本部〕 避難所担当職員及び施設管理者・職員は、基本的に、避難所周辺の安全が確認された場合で、一定期間避難が継続する見込みがあるとき又は多数の避難者が訪れたときに、連合町内会等の地域団体と協働して避難所を運営するとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難者が自主的に管理運営できる体制への移行を図る。 また、避難所運営では、災害時要援護者や性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理を行う。(詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 区本部の措置 区本部は、避難所担当職員からの報告等により、区内の避難所の状況を的確に把握し、必要に応じ災対本部と協議をし、避難所の以下の管理・運営のバックアップを図る。</p> <p>ア 連絡体制等の確保（区本部避難所間、特設公衆電話、携帯電話充電器の設置等）</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>3. 避難所運営〔関係各部、区本部〕 避難所担当職員及び施設管理者・職員は、基本的に、避難所周辺の安全が確認された場合で、一定期間避難が継続する見込みがあるとき又は多数の避難者が訪れたときに、連合町内会等の地域団体と協働して避難所を運営するとともに、「避難所運営委員会」の早期立ち上げに努め、避難者が自主的に管理運営できる体制への移行を図る。 また、避難所運営では、災害時要援護者や性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理を行う。(詳細は、「避難所運営マニュアル」を参照)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 区本部の措置 区本部は、避難所担当職員からの報告等により、区内の避難所の状況を的確に把握し、必要に応じ災対本部と協議をし、避難所の以下の管理・運営のバックアップを図る。</p> <p>ア 連絡体制等の確保（区本部避難所間、災害時用公衆電話（特設公衆）、携帯電話充電器の設置等）</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>名称の修正</p>
<p>風水害等災害対策編</p>	<p>2. 応急措置 通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。</p>	<p>2. 応急措置 通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。</p>	

<p>P180 第1部 第2章 第28節 電 気通信設備 災害応急計 画</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 特設公衆電話の設置</p> <p>ア 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。</p> <p>イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>災害時用公衆電話（特設公衆）の設置</u></p> <p>ア 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて<u>災害時用公衆電話（特設公衆）</u>を設置する。</p> <p>イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに<u>災害時用公衆電話（特設公衆）</u>を設置する。</p> <p>(3) 略</p>	<p>名称の修正</p>
<p>風水害等災 害対策編 P190 第1部 第2章 第33節 住 宅応急対策 計画</p>	<p>2. 応急仮設住宅対策の基本方針 【財政部、健康福祉部、都市整備部】</p> <p>応急仮設住宅対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。応急仮設住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) 借上げ民間賃貸住宅： 宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するもの …下記3</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>2. 応急仮設住宅対策の基本方針 【財政部、健康福祉部、都市整備部】</p> <p>応急仮設住宅対策について、都市整備部は、各種被害状況の収集に努め、健康福祉部等との調整を行い、対応に関する基本方針を策定する。応急仮設住宅の整備に関する取扱い等については、実施計画で別途定めるものとする。</p> <p>(1) 借上げ民間賃貸住宅： 民間賃貸住宅を<u>借り上げ</u>、応急仮設住宅として供与するもの …下記3</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>宮城県からの権限委任がある場合とない場合に記載を書き分け</p>
<p>風水害等災 害対策編 P191 第1部 第2章 第33節 住 宅応急対策 計画</p>	<p>3. 借上げ民間賃貸住宅 【総務部、健康福祉部】</p> <p><del>宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するものであり、受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。</del></p>	<p>3. <u>借上げ民間賃貸住宅 【総務部、健康福祉部】</u></p> <p><u>(1) 宮城県からの委任がある場合</u></p> <p><u>仙台市が民間賃貸住宅を借り上げ、貸主、市、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。</u></p> <p><u>(2) 宮城県からの委任がない場合</u></p> <p><u>宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。</u></p> <p><u>受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。</u></p>	<p>宮城県からの権限委任がある場合とない場合に記載を書き分け</p>
<p>風水害等災 害対策編 P212 第1部 第2章 第35節 民 生安定のた めの緊急措 置に関する 計画</p>	<p>25. 被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合）【危機管理室、まちづくり政策部】</p> <p>災害対策基本法第90条の3及び第90条の4の規定により、災害による被災者の総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した「被災者台帳」を作成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者台帳の活用方法</p> <p><del>被災者台帳の基盤となる情報システムはまちづくり政策部が整備した上で、区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を登録し、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。</del></p>	<p>25. <u>被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合）【危機管理室、まちづくり政策部】</u></p> <p>災害対策基本法第90条の3及び第90条の4の規定により、災害による被災者の総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した「被災者台帳」を作成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者台帳の活用</p> <p><u>区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に登録し、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。</u></p> <p><u>特に被害が甚大であり、被災者支援基礎情報システムの稼働が必要と認められる場合には、まちづくり政策部が当該システムを稼働させ、区本部及び各部において情報を登録し、被災者の各種支援に活用する。</u></p>	<p>システムの整備完了に伴う修正</p>
<p>風水害等災 害対策編 P223 第2部 第2章 第1節 道</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2 道路災害の応急対策【関係局区】</b></p> <p>1. 組織・動員</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急活動計画</p> <p>道路災害に係る発災から災害が収束するまでの、応急対策フローと主な応急活動計画は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2 道路災害の応急対策【関係局区】</b></p> <p>1. 組織・動員</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急活動計画</p> <p>道路災害に係る発災から災害が収束するまでの、応急対策フローと主な応急活動計画は、次のとおりとする。</p>	

<p>路災害対策</p>	<p>〈主な応急活動〉</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 関係機関との検討・調整</p> <p>ア 略</p> <p>イ 現地合同災害対策本部は、東北地方整備局、宮城県、宮城県警、自衛隊、東北電力、NTT 東日本宮城支店等防災関係機関が設置する現地本部の長により構成するものとし、現地合同災害対策本部の本部長は、関係機関が協議し、決定する。</p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>〈主な応急活動〉</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 関係機関との検討・調整</p> <p>ア 略</p> <p>イ 現地合同災害対策本部は、東北地方整備局、宮城県、宮城県警、自衛隊、東北電力、NTT 東日本宮城事業部等防災関係機関が設置する現地本部の長により構成するものとし、現地合同災害対策本部の本部長は、関係機関が協議し、決定する。</p> <p>ウ 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>名称の変更</p>
<p>風水害等災害対策編 P224-227 第2部 第2章 第1節 海上災害対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1 海上災害の予防対策〔宮城海上保安部、消防局〕</b></p> <p>1. 目的 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の要救助者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。</p> <p>2. 宮城海上保安部の海上災害予防対策〔宮城海上保安部〕 略</p> <p>3. 宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 海上災害の応急対策〔宮城海上保安部、関係局区〕</b></p> <p>1. 基本方針 海上災害が発生した場合、仙台市及び関係機関は、被害規模等の情報の収集を行い、その情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。 さらに、避難対策、救援物資の輸送活動を行い、当面の危機的状況に対処した後、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行う。</p> <p>2. 宮城海上保安部の海上災害応急対策（宮城海上保安部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)油流出等の防除 船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。 ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。 ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。 エ 防除措置を講ずべき者及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1 海上災害の予防対策〔宮城海上保安部、消防局〕</b></p> <p>1. 目的 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の要救助者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。</p> <p>2. 宮城海上保安部の海上災害予防対策〔宮城海上保安部〕 略</p> <p>3. 宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 海上災害の応急対策〔宮城海上保安部、関係局区〕</b></p> <p>1. 基本方針 海上災害が発生した場合、仙台市及び関係機関は、被害規模等の情報の収集を行い、その情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。 さらに、避難対策、救援物資の輸送活動を行い、当面の危機的状況に対処した後、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行う。</p> <p>2. 宮城海上保安部の海上災害応急対策（宮城海上保安部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)排出油等の防除 船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が排出されたときは、次に掲げる措置を講ずる。 ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 イ 防除措置を講ずべき者が、排出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。 ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、状況に応じ、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。 エ 防除措置を講ずべき者及び関係機関等との間で、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。</p>	<p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p>

	<p>オ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置、又は避難勧告を行う。</p> <p>カ 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。</p>	<p>オ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置、又は避難勧告を行う。</p> <p>カ 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具等による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。</p>	
--	---	--	--